

【阿賀野市独自軽減】 令和6年4月から、**第2子以降の 副食費も無償化**（※）されます！

- 監護している子ども※₁の中で、第2子以降のお子様にかかる**保育施設の給食材料費用（主食を除く給食費）**を、月額4,900円（国基準免除単価分※₂）上限に助成いたします。
- 副食費月額が助成額以上の園に通園されている方は、**各月差額分のみご負担**することになります。（支払い方法は、今までどおり園に支払います。）
- 国基準における免除者（年収360万円未満相当）については、今までどおり全額免除となります。

※1.子が結婚や就労している場合は、監護しているとは認められません。

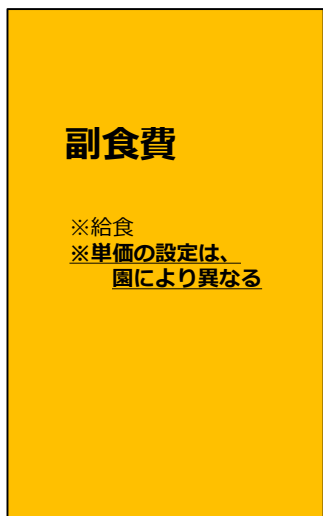
※2.国における副食費免除の単価は、年度によって変動する場合があります。



副食費無償化（市単助成対象者）のイメージ図～

第2子以降

これまで



令和6年4月～



第2子以降の副食費
を無償化します。

主食費や副食費の
差額は、引き続き
保護者の皆様のご
負担となります。

問い合わせ先

阿賀野市役所民生部社会福祉課児童福祉係 TEL:0250-62-2510（保育園・認定こども園に関すること）

阿賀野市教育委員会学校教育課学事係 TEL:0250-62-2790（京ヶ瀬幼稚園に関すること）